平成２７年１～２月

（第一種フロン類充塡回収業者向け）
フロン排出抑制法説明会

大阪府　環境農林水産部
循環型社会推進室　産業廃棄物指導課
建設廃棄物指導グループ

※この資料は、平成２７年１月１５日時点の情報を基に作成しております。

内　容

① フロン法の改正点
② 充塡回収業者の登録
③ 充塡に関する基準
④ 証明書の発行
⑤ 都道府県知事への報告
⑥ 第一種特定製品管理者の責務
⑦ フロン回収に関すること
⑧ 罰則について
⑨ 事前質問について

充塡回収業者にとっての
フロン法改正のキーワード

① フロン類の**充塡**に関する規制が追加

② 廃棄時に加え、新たに**整備時**に

充塡・回収**証明書**の発行が必要

フロン法の規制対象（従前）

第一種特定製品

- 業務用に製造され、冷媒にフロン類を使用した空調機器・冷蔵冷凍機器　（廃自動車は自動車リサイクル法対象）

[画像出典] フロン回収・破壊法詳細版パンフレット
(H25.9　国土交通省／経済産業省／環境省)

第一種特定製品

[画像出典] フロン回収・破壊法詳細版パンフレット
(H25.9　国土交通省／経済産業省／環境省)

・第一種特定製品の例
・フロン類の一覧　　　　は、資料編

変更なし

第一種特定製品

見分け方

家電製品は対象外です。

パッケージエアコン（第一種特定製品）
型式：ABC0000ACD

電源	3φ 200V
圧縮機出力	15kW
冷媒	R410 9.0Kg
冷房能力	45.0kW

株式会社〇〇電器
連絡先：〇〇−〇〇〇〇−〇〇〇〇

「**第一種特定製品**」や「**フロン回収・破壊法対象製品**」と表示があれば、**対象**です。
(注)平成14年以前の機器には、これらの表示がない場合があります。

判断ができない場合は、メーカー、販売店に問い合わせてください。

フロン法の規制対象（改正後）

第一種フロン類充塡回収業者の改正点

充塡回収業者

新 **整備時**に充塡証明書、回収証明書を交付

新 フロン類回収量に加え、**充塡**量も知事に報告

新 フロン類**充塡**業も知事登録制

第一種特定製品からフロン類を回収

回収したフロン類を破壊又は再利用

改正前

新 許可のある再生業者へ引渡しが必要

新 自ら再利用する際は、再生と分析が必須

第一種フロン類充塡回収業者

新 ・第一種特定製品にフロン類を**充塡**する者
・第一種特定製品からフロン類を回収する者

充塡

①空調・配管設備・据付業者
②空調・配管設備・保守業者

回収

①空調・配管設備業者
②リサイクル・処分業者

フロン類を大気放出しないよう充塡、回収作業をしてください。

第一種特定製品管理者の改正点

所有者(第一種特定製品管理者)

新

機器の点検・管理、
その記録・保存
を義務付け

新

フロン類を多量に充填した場合
事業所管大臣に報告義務
（充填量が 1,000 CO2-t の場合）

第一種特定製品から
フロン類を回収

回収したフロン類を
破壊又は再利用

改正前

第一種特定製品管理者

原則として**特定製品の所有者**が
第一種特定製品管理者

第一種特定製品管理者は誰か。（所有者≠使用者）

→　一般的に、

①リース契約：使用者が特定製品管理者

②レンタル契約：所有者（貸主）が特定製品管理者

※詳細は、運用の手引きをご確認ください。
※契約書等で個別に定められている場合もあります。

第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者　の改正点

第一種特定製品から
フロン類を回収

改正前

回収したフロン類を
破壊又は再利用

新
再生証明書
・破壊証明書
発行の義務

新
フロン類の
再生業者
の許可制

破壊業者・再生業者

②充塡回収業者登録

- (1)充塡回収業者の登録の改正点
- (2)回収業者から充塡回収業者への自動移行
- (3)登録申請の流れ
- (4)充塡業のみの方の申請（経過措置）
- (5)必要書類
- (6)変更届

・登録方法について理解

②(1) 第一種フロン類充填回収業者登録の改正点

- （これまで）

第一種特定製品から、フロン類を回収する者

- （これから）

機器設置（据付）や機器修理

新 第一種特定製品にフロン類を充填する者

▪第一種特定製品からフロン類を回収する者

充填回収を行う都道府県ごと

冷媒フロン類取扱技術者等の有資格者であっても、

フロン類の充填・回収には、知事登録が必要！

②(2)回収業者から充填回収業者への自動移行

- 平成27年4月1日より前に回収業者の登録を受けている方は、充填回収業者登録に自動移行されます。
- 登録更新時に、改めて、どのような充填・回収作業を行うのか、申請書に記載いただきます。

②(3)登録申請の流れ

5年ごとに登録の更新が必要。（手数料4，000円）

申請は代表者名で。代表者印を押印して下さい。

変更なし

新 ②（4）充填業のみの方の申請

- 平成27年4月1日以降に、第一種特定製品にフロン類を充填する者は登録申請が必要
- 法施行後6か月以内に、充填回収業者の登録申請をお願いします。

②(5)必要書類

- 申請書（記入例は府ホームページにて公開予定）
- 誓約書（様式は府ホームページにて公開予定）
- フロン回収機器の所有権を証する書類

（型番、販売先、販売元、数量が記載された納品書、販売証明書等。請求書は不可。）

- フロン回収機器の仕様書

（取扱説明書の中の仕様書のページ、カタログの写し、メーカーのホームページより印字する等）

- 【法人】登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

【個人】住民票又は本人確認情報利用承諾書

※発行日から3か月以内のもの

申請者欄に
「　役職名　」
（代表取締役等）
の記載をお忘れなく

申請様式は、資料編

自動車リサイクル法の「フロン回収業者」の申請様式や誓約書等を間違って使わないこと

変更なし

②(5)所有権を証する書類

- フロン回収機器の所有権を証する書類の注意

変更なし

（質問）保証書でもよいか。

→販売店が「販売元」「購入者」「型番」を記入し、発行しているものであれば可。

（質問）借用機器でもよいか。

→可能。借用の契約書を添付してください。

- フロン回収機器の所有権を証する書類　が見当たらない場合は、**「型番」「メーカー名」**が読み取れる写真を添付した**申立書**を提出

（同一機種が複数台ある場合は、複数台の全体写真が１枚の写真に納まった写真）

②(6)変更届

- 「社名」など、登録申請書記載の内容を変更する際、変更後30日以内に変更届を提出

必要書類一覧は、資料編

※回収設備の数を変更しても、その回収設備の種類が既に届出されたのものと同一の場合は、届出不要

提出方法は
持参・郵送・インターネット

申請担当者の連絡先を書いたメモを同封

（お願い）住所と名称の変更届出は、「本社」・「事業所」のどちら（又は両方）を変更するのか、「変更理由欄」に明記

変更なし

③充塡に関する基準

- (1)充塡に関する基準
- (2)充塡に関して十分な知見を有する者とは
- (3)高圧ガス保安法の販売事業届
- (4)高圧ガスの製造許可・届出

新たに定められた第一種特定製品にフロン類を充塡する場合の「**充塡に関する基準**」について理解

新 ③（1）充塡に関する基準

- 充塡前の確認
  - ・点検整備簿、目視により、漏えいの有無の確認
  - ・漏えいがあった場合は、修理の有無の確認
  - ・確認方法と結果を管理者・整備者に説明
- フロン類が漏れていたら・・

機器へのフロン類の充塡は、漏えい箇所の修理後

【例外】健康等に影響を与える場合は、1回だけ充塡可

夏季の従業員の健康維持のためや、商品の保存管理のために営業時間後に点検修理を行う時などの場合、**1回に限り**、**修理前**にフロン類を充塡することができる。ただし、**60日以内**に修理すること。（該当するケースは運用の手引き参照）

新 ③（1）充塡に関する基準

- **フロン類の種類の確認**

  ・充塡するフロン類は、機器表示のフロン類と同じもの

  ・異なるフロン類を充塡する場合は、

  ●現在のフロン類より地球温暖化係数が小さいこと

  ●製品の製造業者等に安全性を確認

  ●管理者の承諾

  が必要

- **フロン類を放出しないように充塡すること**

- **十分な知見を有する者**が、**充塡を自ら行う**か、**充塡に立ち会う**こと

新 ③(2) 充填作業について十分な知見を有する者

国が、「H27.4.1から1年程度で①～③のいずれかに該当するように対応することが望ましい」との見解を示している。

① 冷媒フロン類取扱技術者　(一財)日本冷媒・環境保全機構
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

② 「一定の資格等」＋「充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講」した者
- ・高圧ガス保安責任者（冷凍機械）
- ・高圧ガス保安責任者（冷凍機械以外・5年以上実務経験）
- ・冷凍空調技士
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・自動車電気装置整備士（条件あり）

③ 「3年以上の実務経験」＋「充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習」を受講した者

国が示した「かつ充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習」の内容

充塡に必要な知識

- 冷凍空調の基礎
- 運転・診断
- 漏えい点検・修理
- 冷媒配管
- 冷媒設備に係る法規
- 使用機器の構造・機能
- 漏えい予防保全（漏らさない技術）
- フルオロカーボンによる地球環境問題（必須ではない）

「当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、その**適正性**は、**環境省及び経済産業省に照会**することで、随時、**確認**される。」との見解が、国より示されています。

国の見解は、資料編

③（3）高圧ガス保安法の販売事業届

- 冷媒フロン類の充てんは、基本的に高圧ガス保安法第20条の4に基づく販売事業の届出が事業所ごとに必要です。

（届出無料・事業開始の20日前までに）

＜販売届が不要な場合＞

①2．1MP以下で充てんされた、内容積1リットル以下の容器を用いて販売する場合。

②店舗の貯蔵量5m3の販売所でかつ内容積1．2リットル以下の容器を用いて販売する場合。

（液化フロン類の場合は、貯蔵量は50Kg未満）

変更なし

③(4)高圧ガス保安法の製造許可・届出

- フロン回収機器を使用せずに、ボンベから直接フロン類を充てんする場合は、「高圧ガス保安法第5条」に基づく製造の許可又は届出が必要となることがあります。

		前ページの①のボンベを使った場合	前ページの②のボンベを使った場合	その他のボンベを使った場合
冷凍能力5トン未満の冷凍機への充てん		製造に関する許可又は届出は不要	製造に関する許可又は届出は不要	製造に関する許可又は届出は不要
冷凍能力が5トン以上の冷凍機への充てん	差圧のみ	製造に関する許可又は届出は不要	届出	届出
	差圧以外の方法	製造に関する許可又は届出は不要	許可または届出	許可または届出

※差圧で充てんする場合は、高圧ガスの製造であるものの処理能力が「ゼロ」となる。

大阪府内の高圧ガス保安法の相談窓口は、市町村消防（局）本部（高槻市と能勢町は大阪府消防保安課）です。

連絡先は、資料編

変更なし

④証明書の発行

- （1）整備時の証明書の流れ
- （2）【整備時】充填証明書と回収証明書
- （3）【整備時・廃棄時】再生証明書と破壊証明書

再生・破壊証明書　は、３年間保存

証明書の種類、発行のタイミングを理解

新 ④（1）整備時の証明書の流れ

新

④(2) 充塡証明書・回収証明書

- **充塡**証明書：機器の**設置**時や**修理**時に、フロン類充塡量などを記載
- **回収**証明書：機器の**修理**時に、フロン類を回収した量などを記載
- **引取**証明書：機器の**廃棄**時に、フロン類を回収した量などを記載

回収証明書は、**機器整備時**
引取証明書は、**機器廃棄時**

新 ④ (2) 充塡証明書・回収証明書

- 機器整備時にフロンを回収をした場合に、充塡証明書、回収証明書の発行が義務化
- 充塡証明書、回収証明書は機器管理者に対して発行
- 記載項目は規則に規定されている（様式は自由）

充塡回収証明書の参考様式は、資料巻末

＜記載項目＞
充塡証明書：充塡量、充塡日、充塡回収業者名　等
回収証明書：回収量、回収日、充塡回収業者名　等

情報処理センター

- 整備時の「フロン類充填量」と「フロン類回収量」を充填回収証明書の発行の代わりに電子上で登録できる「情報処理センター」ができた。

- 情報処理センターに登録すれば、充填回収証明書の発行義務なし。

- 情報処理センターの詳細は、まだ決まっておりませんが、算定漏えい量の年度集計が行える見通し。

新④(3)再生証明書・破壊証明書

- 回収したフロン類を再生業者又は破壊業者に引渡した場合、再生証明書又は破壊証明書の交付が義務化
- 交付を受けた再生証明書、又は破壊証明書は、機器管理者（廃棄者）等へ回付しなければならない。

省令49条（旧7条）業者※へ引渡した場合は、
再生証明書も破壊証明書も不要

※フロン類を大きなボンベに移し替え、再生業者や破壊業者に引き渡す者

証明書記入項目は、資料編。
様式例は運用の手引き参照。業界団体も販売。

規則49条（旧7条）認定業者一覧は資料編

⑤都道府県知事への報告

- （1）回収量に加えて充填量の報告が必要
- （2）報告にあたって

充塡量と回収量の都道府県知事への報告方法

新 ⑤（1）回収量に加えて充填量の報告が必要

- これまでの「回収量報告」と合わせて、機器に充填したフロン類の量などを、毎年度、都道府県知事へ報告が必要
- 機器に充填したフロン類は「据付（設置）時」と、「整備（設置以外）時」に分けて記録、集計

⑤(2)報告にあたって

フロン類の充填、回収の都度、記録が必要

年度報告は、一覧表を作るか、証明書(写)から集計して報告

・機器設置時 ⇒ 充塡証明書（写）
・機器整備（修理）時 ⇒ 充塡(回収)証明書（写）
・機器廃棄時 ⇒ 引取証明書（写）

記録簿は5年間保存

⑤(2)報告にあたって

- 報告書に記載する事項と様式について

H27年4月の都道府県知事への報告

- H26.4.1～H27.3.31の**フロン回収量**を報告
- **従前**の様式で提出

変更なし

H28年4月の都道府県知事への報告

- H27.4.1～H28.3.31の**フロン類充填量と回収量**を報告
- **新しい**様式で提出

新様式は、資料巻末

⑥管理者の責務

- （1）点検の実施
- （2）充塡量（算定漏えい量）の報告

第一種特定製品管理者の責務に対する
充塡回収業者（専門家）としてのかかわりを理解

⑥(1)第一種特定製品の点検

- 第一種特定製品の所有(管理)者の点検義務

管理者に求める点検(簡易点検・定期点検)の内容

	点検内容	点検頻度
【簡易点検】 全ての第一種特定製品(業務用の冷凍空調機器)	製品からの異音、外観の損傷等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候有無	・3ヶ月に1回以上
【定期点検】 圧縮機が7.5kW以上の業務用冷凍空調機器	直接法や間接法による冷媒漏えい検査を実施。	・7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 ：1年に1回以上 ・7.5～50kWの空調機器 ：3年に1回以上 ・50kW以上の空調機器 ：1年に1回以上

⑥(1)定期点検の方法

＜定期点検の方法＞

- 機器からの異常音の有無の確認
- 機器の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無の確認
- （１）から（３）のいずれかの方法による検査

（１）**直接法**（検知器を用いた測定等による漏えい確認）

（２）**間接法**（蒸発器の圧力等を計測し、その結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認）

（３）**直接法**と**間接法**を組み合わせた方法

(注)機器の管理が著しく不十分な場合、知事の指導や命令、罰則（50万円以下）の対象となることがあります。

⑥（1）定期点検の注意点

- **定期点検**は、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、実施するか、立ち会うこと。
- 国より「点検に関して十分な知見を有する者は、『充塡に関して十分な知見を有する者』の充塡を点検に置き換えた内容でほぼ同じ。」との見解が示されている。

点検に関して十分な知見を有する者の見解は、資料巻末

⑥(2)算定漏えい量の報告

- 多量にフロン類を充填した第一種特定製品管理者が、大臣に充填量（算定漏えい量）を報告することが新たに規定

算定漏えい量の管理

＜毎年度＞

事業者全体（会社全体）の算定漏えい量を集計

会社全体の算定漏えい量が 1,000 CO2-tを超えたら

（R-22なら550kg）

↓

事業所管大臣に報告（様式指定）

※充填回収業者やメンテナンス業者が、所有者に代わって報告することはできません。

⑦フロン回収について

- （1）機器廃棄時の行程管理票について
- （2）都道府県知事への回収量報告について（H27.4）
- （3）回収に関して十分な知見を有する者について

変更なし

廃棄時：行程管理票（委託確認書、引取証明書）
整備時：充填証明書、回収証明書

フロン回収に関する規定の再確認

⑦(1)機器廃棄時の行程管理票について

行程管理票の記入のポイント

- 行程管理票(JRECO様式)の記入例の「**赤字の項目**」が必須記載項目です。
- 施行規則上、**押印は不要**
- **年月日**の記載漏れ(フロン類引取終了年月日、引取証明書交付年月日)が多いので注意
- 引取証明書は、委託確認書交付日より30日(解体工事は90日)以内に必ず発行
- 引取証明書と再生(破壊)証明書を同時に渡す必要なし

・様式例販売場所
・行程管理票の交付の流れ　は資料編

⑦(2)都道府県知事への回収量報告について(H27.4報告)

記入のポイント

- 報告は**代表者名**で行い、「**代表者印(丸印)**」を押印
- 「**7条認定業者**」に引き渡した分は、「**7条認定業者に引渡した量**」として報告

（破壊業者に引き渡した量として誤って報告している例あり）

- **報告書はコピーをとって保管しておいてください。**
- フロン類の全量を機器から一旦回収し、修理後に全量再充填した場合

誤 「フロン回収量10kg、自ら再利用した量10kg、整備台数1台」

正 「フロン回収量0kg、整備台数1台」

様式例は、資料編

⑦(3)回収作業に関して十分な知見を有する者

- 第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が行う。
- 第一種特定製品の回収に関係する資格
  - RRCが認定した冷媒回収技術者
  - 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
  - 冷凍空気調和機器施工技能士　　など

フロン類回収の基準は、資料編

回収作業のみなら
変更なし

⑧罰則規定について（抜粋）

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - 登録を受けずに、フロン類の充塡回収を業として行った者
  - 不正な手段で、充塡回収業登録を受けた者
  - みだりに特定製品からフロン類を大気に放出した者

- 50万円以下の罰金
  - 機器の管理が著しく不十分で、知事の勧告、命令に従わなかった管理者
  - 正当な理由なくフロン類の回収を拒否し、知事の勧告、命令に従わなかった充塡回収業者

⑧罰則規定について（抜粋）

- 30万円以下の罰金
  - 充塡回収業登録に係る変更届を提出しなかった充塡回収業者
  - 知事から求められた報告に対し、虚偽報告等をした充塡回収業者

- 20万円以下の罰金
  - 知事の立入検査を拒み、妨げ、忌避した充塡回収業者
  - 充塡・回収の記録を作成していない充塡回収業者
  - 充塡量回収量の報告書を提出しない充塡回収業者

- 10万円以下の過料
  - 廃止届出を提出しなかった充塡回収業者
  - 算定漏えい量報告を提出しなかった管理者